

生活援助サービス利用について 事例相談していますか？

生活援助サービス提供をプランされた場合は、各地域包括支援センターへ相談していただくこととしてきましたが、相談しながら支援をしていますか？
今までどおり、下記の方法で相談をしてください。

1、相談対象

「生活援助」及び「身体・生活援助」サービス利用者
同居家族がいる場合及び独居者（全ての世帯）

2、相談方法

以下の資料を揃えて相談・提出ください。

- ・ 事例相談票
- ・ 居宅サービス計画書（１）・・・第１表
- ・ 居宅サービス計画書（２）・・・第２表
- ・ 週間サービス計画表・・・第３表
- ・ サービス利用票・・・第６表
- ・ サービス利用票別表・・・第７表
- ・ アセスメント用紙一式

サービス導入前に相談を！

3、相談後の対応

同居者がいる場合	独居生活者
① 地域包括支援センターにおいて提出された書類確認後、その内容について提出されたケアマネさんと相談。	① 地域包括支援センターにおいて提出された書類確認後、その内容について提出されたケアマネさんと相談。
② 提出書類及びケアマネさんと相談した内容を添付し、保険者へ提出。	② 相談した内容で支援を行う。
③ 保険者にて検討、判断。	※引き続きサービス利用をする場合は、介護認定更新時等ケアプランを見直したと同時に「継続利用の場合」の書類を揃えて、再度相談をし、包括と継続的な相談の上支援を行う。
④ 保険者→各ケアマネへ通知	
⑤ その通知にしたがって支援を行う。	

4、その他

イレギュラーなヘルパーサービス利用については必ず地域包括支援センターへ相談をかけましょう。書類は、上記**2、相談方法**に書かれているものを用意してください。

たとえば・・・

「２人以上のヘルパーで同時にサービス提供をする場合」

・・・などのイレギュラーと思われるサービスについては、相談をしましょう。